

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 26 日

各都道府県建設業協会事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う
地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字
に係る留意事項について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方公共団体の基幹システムの統一・標準化に伴う留意点について、国土交通省より以下のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

行政機関の各種システムで用いられている文字については、これまでも様々な機関等において標準化に係る取組が行われてきたところですが、今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）の施行に伴い、原則、令和 8 年 4 月 1 日より地方公共団体情報システム（同法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で使用する文字セットが標準化されます（別紙 1 参照）。

これにより、現在、地方公共団体情報システムにおいて用いられている文字セットは、今後、地方公共団体基幹業務システム統一・標準化に伴い、順次、行政事務標準文字に置き換えられ、地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形（デザイン）や、移行時期の異なる地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形が異なる可能性があります。

文字の標準化は、自治体における文字作成等のコスト抑制やシステム間の互換性確保のために、字形が異なる文字を標準化するもので、字体（漢字の骨組み）を変更するものではないため、標準化前の文字と同一の文字として扱うこととなります（別紙 2 参照）。

この点について、地方公共団体の基幹業務のシステム統一・標準化による文字の標準化は、文字の字形の変更であり、地方公共団体情報システムから出力される帳票以外の帳票や過去に発行された帳票と文字の字形に差異が認められる場合であっても、本人確認の場面において、本人確認書類の追加提出を求め等の手続が発生すること等がないよう、国土交通省から各関係団体に対して

通知されていますので、併せてお知らせします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、必要に応じて貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別紙 1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について

別紙 2 帳票に印字される文字の字形の変更について

【担当】事業部 三浦

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の概要

(別紙1)

これまでの取組・現状

- 地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号) が成立。**

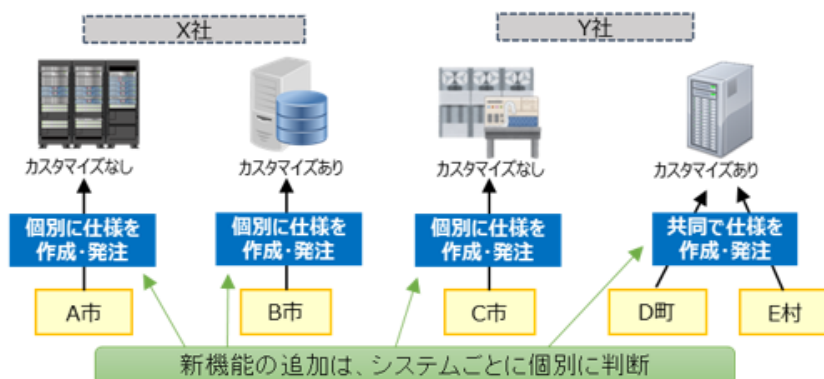
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

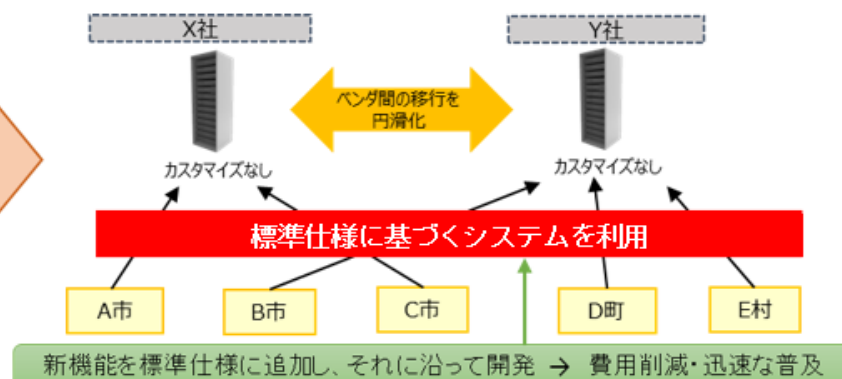
- 標準化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、**令和7年度(2025年度) ※までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。**
 - ※ 標準化基本方針(閣議決定)において期限を設定

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



※総務省「自治体情報システムの標準化・共通化 概要資料」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000971906.pdf) を抜粋のうえ一部加工

地方公共団体情報システムにおける文字の課題

文字を取り巻く地方公共団体の現状

- ・手書きで作成された戸籍にはくずし字や書き癖により様々な文字が存在。戸籍の電子化に際し、そのまま外字として登録
- ・アイデンティティとして文字を考える国民が一定数存在

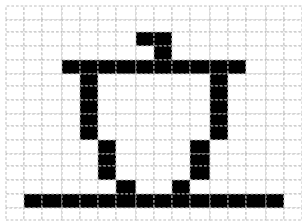
文字を取り巻くシステムの現状

- ・コンピュータで標準で扱える文字数には制限あり
(スマホ等で扱える文字は約1万文字)

地方公共団体固有の外字、ベンダ固有外字が膨大に（約163万文字）

外字による様々な課題

外字作成コスト



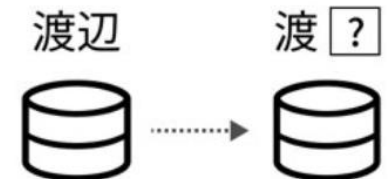
職員・住民の負担大 (転入時の即時発行できず)



システム選択時の制約 (ベンダーロックイン)



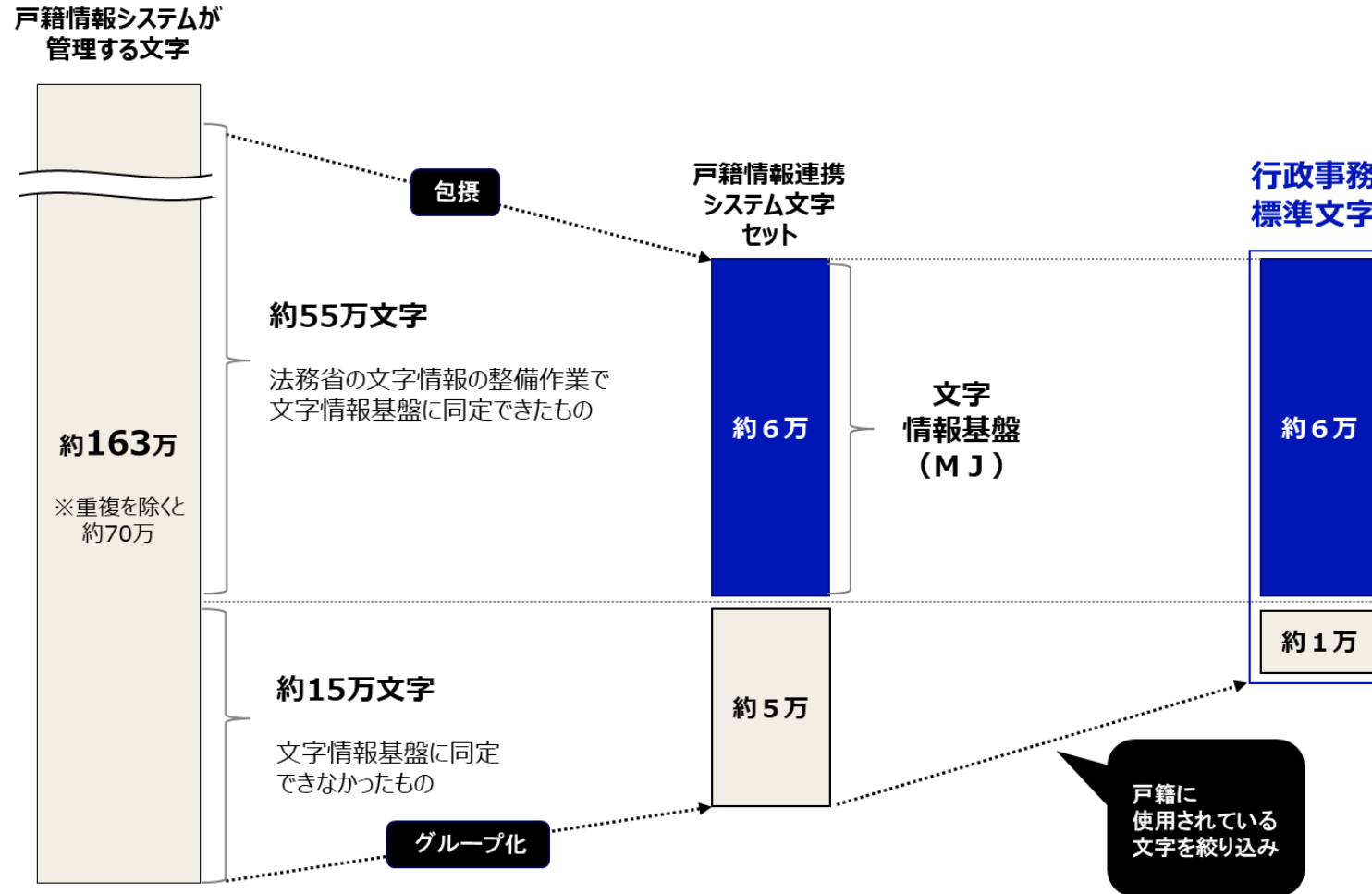
システム間での情報連携を阻害 (文字化け)



文字作成等のコスト抑制や互換性確保のために文字の標準化が必要

(参考) 行政事務標準文字の策定

データ管理やシステム間の情報連携を容易にし、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、デジタル庁で行政事務標準文字を策定。



詳細:「デジタル庁HP 地方公共団体情報システムにおける文字の標準化」
(https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/character-specification)

帳票に印字される文字の字形の変更について

(別紙 2)

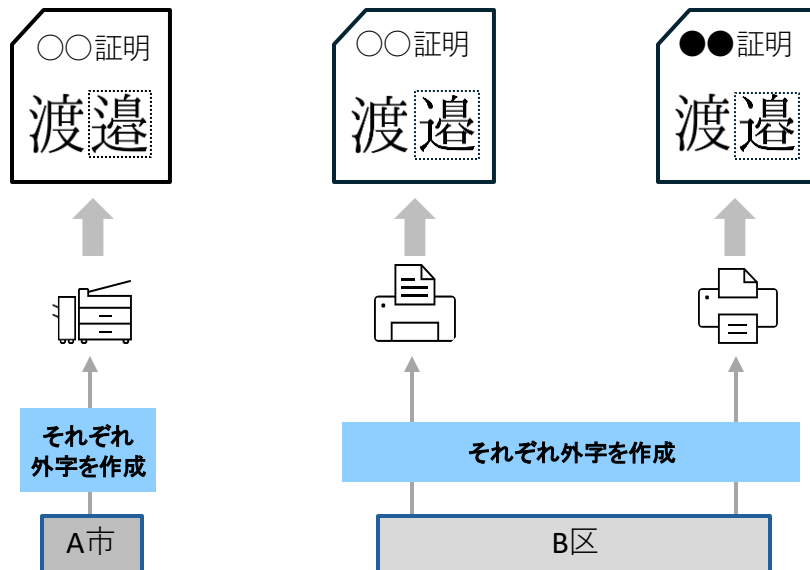
地方公共団体情報システムの氏名等の文字を、行政事務標準文字とする。
文字の標準化後は、帳票に印字される文字も行政事務標準文字となる。

文字の標準化のイメージ

過去に発行された書類と文字の字形が異なる場合がある

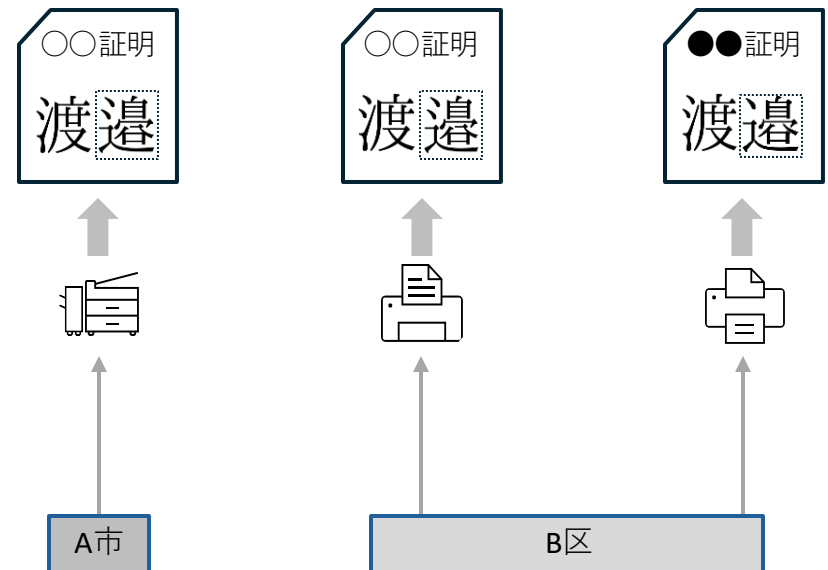
同じ地方公共団体の発行する帳票であっても各システムの移行時期の差により文字の字形が異なる場合がある

【標準化前】



地方公共団体毎に個別の文字セットを利用し、必要に応じて外字を作成

【標準化後】



共通の文字セット（行政事務標準文字）を利用

帳票に印字される文字の字形の変更について

具体的な字形の変更イメージ

【細部が変わる例】

上 → 上 ▲ → ▲
両 → 両 ◡ → ◡
予 → 予 ヨ → ヨ

【デザイン差で字形が変わる例】

硬	硬	朗	朗	𪛗	形	記	記
器	器	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	俛	俛
嶋	嶋	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗
𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗
𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗
𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗
𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗
𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗	𪛗

※上記は一例であり、ほかにも字形が変わる文字はある。

左側が現在のシステムで使用されている文字、右側が行政事務標準文字となる。デザイン差で字形が変わる方は0.5～1%程度と見込んでいる。

(参考) 文字の標準化の移行期間と経過措置期間について

原則、2025年度末までに文字の標準化に対応したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）へ移行が行われる。
ただし、2026年度以降に標準準拠システムに移行する地方公共団体もある。また、文字の標準化については経過措置がある。

【原則】戸籍等システム以外のシステムは、従来の文字セットを使用することを経過措置として可能とする。この経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする。

【例外】戸籍等システムは、従来の文字セットを使用することを経過措置として可能とする。

移行期間・経過措置期間イメージ

標準準拠システムへの移行

戸籍等以外のシステムで行政事務標準文字を使用

全ての標準準拠システムで行政事務標準文字を使用

2026

. 20xx

移行期間

経過措置期間

経過措置期間

●標準準拠システムへの移行期限（原則2026.3.31）

○戸籍等システム以外の経過措置期間

○戸籍等システムの経過措置期間